

第3回中野区子どもの権利委員会
(令和4年7月16日)

午前10時00分開会

事務局(子ども政策調整係長)

皆様、こんにちは。会議の開催に先立ちまして、事務局からご報告いたします。本日は、相川委員がまだ見えられてごいませんが、10名の委員の皆さんが出席予定となっております。委員につきましては、委員の過半数が出席されていますので、委員会については有効に成立しております。なお、本日、小保方委員につきましては、ご事情により会場にお越しいただいでる参加が難しいため、オンラインにてご参加いただきます。

それでは、会議の進行をよろしく願いいたします。

内田会長

皆さん、おはようございます。今日は天気の悪い中、ご参加いただきまして、どうもありがとうございます。また、今ご説明がありましたけれども、小保方委員がオンラインで参加をされているので、我々みんな意識をして、お話も振ってお話ししていただきながら進めていきたいと思ひます。

それでは、次第を確認したいと思ひます。まずは、前回の、第2回の権利委員会の振り返りをします。それから、子どもへの意見聴取について、子どもの居場所、学びと活動の充実に関する検討について、それから、子どもの権利侵害の防止、相談・救済に関する検討について、の順に検討します。また、その他何か協議事項がありましたら、ということで進めていきたいと思ひます。

まず、早速ですけれども、前回の振り返りについてで、また事務局のほうで大変的確に資料をまとめていただいでいます。資料の1をご覧ください。詳しくはお読みいただければと思ひます。ですので、少しかいつまみますと、1ページ目から2ページ目にかけて、子どもの権利の理解促進に関する検討ということで、ご意見をいただいたところ。非常にたくさんのアイデアをいただきまして、動画の作成ですとか、ロゴマークの作成、子どもや大人への親しみやすさ。そういったところを意識して作成してはどうか。それから、あと、中野らしさですね。中野らしさもあるとよいのではないかといい意見がありました。

それから、大人への啓発を行うとき、保護者にプレッシャーを感じさせないように相談先を併せて案内するなどの工夫が必要だといひ意見がありました。この点、非常に大事な視点だったと思ひます。家庭において、子どもの権利を保障していくといひときに、保護者自身に余裕がなく、負担感を感じているといひような場合には、まずその保護者の負担感を軽減するといひような手立ても併せて講じて考えていく。子どもの権利のみ保障していくといひのは実質困難

で、まずその保護者の負担感、難しさ、悩みといったところにも焦点を当てて、それに対する手立ても併せて考えていく。誰にとってもやさしいまちを目指すというのが、この子どもの権利条例の大事なポイントだったかと思えますので、何か保護者にさらに求めるというような形で話すのではなくて、保護者の大変さにも寄り添う。そして寄り添いながら子どもの権利を考えていく。そういった姿勢で、保護者に対してもアプローチをしていく、その大事さについての確認ができたことは非常に大事だった、また答申にも生かせる視点だったのではないかと思います。

それから、子どもの権利の日に合わせて啓発というところで、区民参加型のイベントとして、11月の児童虐待防止月間とも併せて、区全体で子どもの権利を考える機運を醸成できるとよい、といった意見も挙げられていました。

それから2ページ目から3ページ目にかけて、子どもの意見表明参加の促進に関する検討ということで、児童館であったり公園であったり図書館や、また、学校もですけれども、日常的に子どもの意見を聞いてそれが反映されるような仕組みがあるとよい。子どもの意見の聞き方や本音を引き出すスキルを大人が学べる研修があるといいといった意見も出されました。この点も強調したところで、大人に聞く力が求められているということ、子どもに意見を述べる能力を求めるのではなくて、言葉にならないところも含めて、子どもの本音を聞くことができる、そのスキルが大人に求められているということで、こういったスキルを学べる研修があるとよいのではないかと意見を挙げられていたかと思えます。日常的に子どもの意見を聞き、反映されるような仕組みというのは、子ども会議であったり、また、各施設の運営委員会に子ども委員会を常設するというものであったり、そんなところの意見も出されていたかと思えます。分量が多いですので、詳しくは後ほど、目を通していただければと思うのですけれども、何か今全体の振り返りをする中で、「これも言いたかった」とか、何か追加でご意見などあれば、今ここで伺っておきたいと思うのですけれども、どうですか。大丈夫でしょうか。何か思い出されたことがありましたら、お話しいただければと思いますけれども。小保方さんもうでしょうかね。

小保方委員

大丈夫です。

内田会長

分かりました。毎回お聞きしていく形になってしまうのですけれども、特になければならないとおっしゃっていただければ大丈夫ですので、よろしくをお願いします。

それでは、その先で、議事の2というところですね。子どもへの意見聴取ということで、前回私、メモをつくらせていただいて、そのところに少し参加について記載したところがあるのですけれども、前回の資料ないかもしれませんので、口頭でもお話しできればと思っています。議事の2、子どもへの意見聴取ということで、資料の2をご覧ください。

前回の議論を踏まえてこちらの資料がまとまっています。まず、1ページの下、2の実施時期ですね。令和4年7月上旬から9月上旬、推進計画に反映させることを踏まえまして、9月上旬までとさせていただきます。それから裏に行つて、3の対象について。こちらは前回議論に出たとおりで、こちらもこのようになっています。それから4、意見聴取する内容というところ。これについては、資料の3に、フォーマットを作成してありますので、こちらをご覧ください。案として出しています。もし何かご意見があれば、そのご意見も反映させて使っていければと思っていますけれども。まず資料の3と、それからあと、参考資料の1もですよ。このあたり、併せて見ていただければと思います。具体的な役割分担については、後ほどということで、まず、子どもへの意見聴取の方法、それから具体的な意見聴取の内容、そして、何を配慮すべきかというようなところを委員の方々と共有できればと思います。

まず、資料の3をご覧ください、まず実施の方法について。こちらは、ワークショップ、ヒアリング、アンケートと、三つのやり方を想定して、子どもへの意見聴取をしようということになっていたかと思います。具体的に、ワークショップ形式であれば、実際に意見聴取をする場に、話を聞くことができる子どもが複数いる、また、その子どもたちが、仲間がいたほうが話しやすいという場合には、このワークショップ形式を選択することになるかと思います。

ヒアリング、それは、ほかの子どもがいると話にくい、1人のほうが話しやすいという場合には、このヒアリングを選択いただくとよいかと思います。

また、対面で話すのが苦手だと子どもが言う場合、また、対面による意見聴取の都合がつかない場合、今回、ハイティーン会議が既にそのケースになっているようなのですが、そういった場合にはアンケート。また今のこのコロナの状況があるので、あちらのほうからやはり対面による意見聴取はということを辞退される場合もあるかなと思うんですね。そういったときに、それこそオンラインを使うのか、あるいはそういった対応が難しいようでしたら、やはりここはアンケートを使うことになるかと思います。

それで、意見聴取の具体的な内容についてなのですが、このような内容を少し私のほうで文章化してみました。やはり、おおよそ意見聴取をするときには、委員の方々が同じ内容を伝える必要があるかと思います。全く同じであるという必要はもちろんなくて、そこで話をする中

で、いろいろ話が膨らんでいくと思いますので、そのときにはそういった話に、ぜひ追加の質問をその場でしていただければと思うのですが、基本的な枠組としてまずこのようにつくってみました。いかがでしょうかということで、ちょっとご覧ください。まず導入の話として、まずこの中野区でこの条例ができたということを説明する必要があるだろうと。また、今回何のために意見聴取をしているのかという目的。それから、意見聴取をするときの私たちの配慮事項。こういうところについて子どもに了解を求める、理解を求めるということで説明をする必要があるということです。

具体的に見ていきたいと思います。あまり条例を長々と説明するわけにもいかないのですが、いつまむということになるのですが、このようにしてみてもどうでしょうか。中野区は、子どもの権利に関する条例を制定して、子どもが暴力を振るわれたり、傷つく言葉を言われたりしないこと、健康に生活できること、学び、休み、遊べること、失敗してもやり直せること、プライバシーが守られること、差別されないこと、不当な扱いを受けないこと、これは具体的には、条例の第9条のところを踏まえて、少し言葉を簡潔にしています。これらがきちんと守られているかどうか、また、これから誰にとっても住みやすい中野になるためには何が必要か、みんなに、というのは、これは子どもに語りかけているという想定ですが、皆さんの意見や考えを聞いて、皆さんと一緒にまちづくりを進めていくことになりました。私たち、これは委員の私たちですが、私たちはみんなの、皆さんの意見や考えを聞いて、区長に伝える役割を持っています。それぞれ自己紹介をしていただいて、今日は、いろいろな思いや考えを聞かせてください。今日、みんなに聞いた話は、まとめて、8月の何日に区長に直接伝えます。これは、中間答申のことを指しています。それでは、これからいくつか話を聞きたいのですが、みんなの話を聞く前に、いくつか確認をします。まず、答えたくないときや、答えが思いつかないときは、無理に答える必要はありません。また、話してもらった意見を記録するときには個人名は書かないので、個人が特定されることはありません。休みたくなったら遠慮なく言ってください。正しいことを言わなければならないと思う必要はありません。どんなことでもいいので、教えてください。後ろに行つて、具体的な質問の項目です。前回の委員会で確認をしたように、条例の制定過程で実施したヒアリングと、同内容のものということでした。ちょっと私のほうで順序を入れ替えてはいるのですが、最初の三つがその問いになっています。まずこういうヒアリングをするときに、いきなり困っていること、悩んでいることという重い話に入るよりも、楽しい話から入っていくほうがよいだろうということは言われていることなので、「あなたは何をしているときが一番楽しいですか」というところを、緊張をちょっとほぐすためのアイスブレイク的な質問として使ってい

ただければと思います。どんなことをしているときが一番楽しいですかというところから、入ってみてはどうかと思います。その次に、「困っているとき、悩んでいるとき、どうしていますか」と、誰に相談をしているか、どこに相談しているか、また、どのような相談機関だと利用したいと思うか。それから、「あなたが中野にあったらいいなと思う場所はどんな場所ですか」ですね。この三つがその問いだったかと思います。

私のほうで、「その他」ということで、その他、家庭や学校や地域の中で、変わってほしいところ、変えたいなと思うことがありますか、という質問です。主に二つ目は困っているとき、悩んでいるときということで、相談機関、救済制度に関係する内容の質問になりやすいと思うんですね。もちろん、これも中間答申の柱の一つなのですが、また、三つ目も、どんな場所ですかということで、居場所に関する話を聞くことになると思うんですね。これも重要な柱なのですが、それ以外のところでも、できることなら話が聞けるとよいかと思います。聞き方なのですが、家庭の中で、でもいいですし、学校の中で、あるいは、地域の中で、変わってほしいなと思うこと、また、自分だったらこうなってほしい、こう変えたいなと思うことがありますかというような問いをかけていただければと思います。どんなことでもいいということも改めて子どもに伝えてほしいところです。

その他というところで、もう少し網羅をして、もう一つ、最後に、中野区の子どもの権利に関する条例について、条例について知っているかということと、条例の広報啓発のところ、皆さんにも意見をたくさんいただいています。もしこのヒアリングで、子どもたちに聞くことができるなら、この条例を知らせるために、子どもたちに条例を知らせるのにどうしたらいいと思うかということも、少し追加で聞けたらいいのではないかとということで、このような内容にしてみました。あとで、ご意見ください。一応、この文章を書くに当たって配慮したことを、下の4点、まとめています。

子どもの意見表明は権利であって、義務ではないこと。これは、子どもがその場で何か絶対に答えなければならないと思ってしまうないように、これはあくまでも義務ではない、その場であまり気が進まない、その内容は答えたくないということがあれば、やめるのは自由だということをぜひ伝えてもいただきたいですし、そういう雰囲気でもヒアリングをしていただきたいと思っています。

それから、子どもの不安感、恐怖心を取り除くこと、これ、例えばで例を挙げるのですが、例えば、3人くらいの子どもの子がいて、子どもに意見を聞くと。例えば、「学校の中で自分が変えたいなと思うこと、どんなことがありますか」と聞いてみる。1人目の子どもが、例えば、サ

サッカーゴールがほしいとか、サッカーボールがもっとほしいとか、あるいは、休み時間がもっと長いといいなと思うとか、そういうふうにしたとする。「そうか、なるほど、そうだね」と、例えば、委員が答えたとして、2人目の子どもに、話を聞いてみる。2人目の子どもがちょっと困った顔をして、「自分もサッカーボールとサッカーゴールがほしいと思う。自分も、休み時間が長いといいと思う」と言う。じゃあ3人目に聞いてみる。3人目も「サッカーゴールがあるといいと思う。休みが長いといいと思う」。これって、結構よくある場面で、最初に言った子どもの意見を大人が認めると、次の子どもが「あ、この意見が大人にとってはいいなと思う意見なんだな」と勝手に思うんですね。そうすると、自分も大人が求めている意見を言わなくちゃいけないんじゃないか、何か正しい意見を言わなくちゃいけないんじゃないか、そういうプレッシャーを感じると、2人目、3人目の子どもが、違う意見を言わなくなるということがよくあるんですね。それは、私たち聞く側が、そういうふう子どもが不安に思っている、何か自分が言っちゃいけないことを言うんじゃないかという恐怖心を持ってしまっているという意識を、私たちが持つことが大事で、そういうふうになってしまうかもしれない、その不安や恐怖を思う必要はないということを、ぜひ言葉でも伝えていただきたいですし、不安感もぜひ感じないような雰囲気づくりというところを、意識をしていただきたいなと思います。どんなことでもいいんだよ、どんな話でもいいから今感じていること、思っていることを聞きたいということをぜひ伝えていただきたいなと思います。

それから、情報提供。③何のために聞くのか、聞いた意見をどのように活かすのかを話すこと。それから④、話しやすい環境づくり。これは、例えば、ワークショップであれば、ファシリテーターを置くということですし、リラックスできる場づくりとか、楽しい雰囲気づくりというところ、こういったところが子どもの参加の質を高めていく上で、とても大事だと言われているところ。

私がまた今日、簡単なメモを配付しております、資料の一番最後にくっついている、特に資料番号は入っていない、私のフリーのメモです。「3回中野区子どもの権利委員会参考メモ」いう、裏表1枚のものなのですが、このあたりについて、ユニセフが子どもにやさしいまちづくりの具体的なハンドブックというものをつくってしまっていて、その中で、いくつかとても具体的に提示しているんですね。例えば、最初のところは、子ども参加の3タイプということで、「A. おとなからの諮問型の参加」、「B. おとなと子どもの共同型参加」、「C. 子ども主導の参加」ということで、ユニセフはこのように3タイプに分けて参加を類型化しているのですが、私たちが今やろうとしていることってというのは、大人が子どもに意見を求める形での子どもの参加という

ことで、「A」に当たると言えるかと思えます。このあたりのことはさらに詳しいことを言うと、前回にお配りした「子どもの参加のはしご」というものがありまして、前回、話し切れなかったところだったのですが、手元になかったら後ほど第2回の私の参考メモをご覧いただければと思うのですが、うしろから2枚目の9ページ目というところに、「子どもの参加のはしご」というものを入れています。私たちがこれから子どもの意見を聞いていこうというときに、この参加のはしご、あるいは、ユニセフの子どもの参加のタイプを参考にすると、より子どもの参加の質を高めていくことができる、私たちの意識として、子どもの参加をより高めていけるように意識できるのではないかということで、ちょっと参考にお示しをしたところでした。参加のはしごって、ロジャー・ハートという、元々心理学が専門の方なのですが、この方が子どもの参加のはしごということで、参加のはしご論というのを提唱しています。はしご自体は、実はこれロジャー・ハートのオリジナルではなくて、アーンスタインという方が提唱している市民参加の階梯というものを、元々参考にしてロジャー・ハートもそれを子どもの参加に当てはめて、参加のはしごをつくっているんですね。要するに、それは何をあらわしているかということ、子どもの参加とは言うけれども、実際のところ見てみると、大人が、例えば、自分の言いたいことを子どもの声で言わせる、いわゆる操り、この一番下のはしごのところにある操りが、大人が、自分が言いたいことを子どもに言わせるという形。パッと見、子どもが何か意見を言っているように見えるのですが、実はそれは、子どもは何を自分が言っているか、どういう意味があるのか、なかなか理解をしていない、ただただ大人が言ってほしいことを言わされているという状況。それが操りと言うと。こういうような子どもの参加になってはならないということで、参加のはしごをお見せしています。

そのほかに、2というところ、下から二つ目の「お飾り」というのも、これも子どもの参加ではないと言われているのですが、例えば、何か環境問題についてのTシャツを着ています。子どもがTシャツを着ています。でもその主張については理解していない。例えば、参加している行動についても何にも特に理解をしていないし、何かそのプラン、計画を立てるところに参加しているわけでもない。ただただTシャツを着ているだけ。その内容については理解していない。こういうのを「お飾り」と言っていると。そうならないようにということですね。

3の「形だけの子どもの参加」というところも、実はすごくよくありがちな、日本でもよくありがちだと言われる子どもの参加なのですけれども、意見をはっきり言う子が檀上に上がっていると。だけど、その子どもが、実際自分が、ほかの子どもの誰の代弁をしているのかとか、ど

ういう子どもたちの考えを代表しているのかとか、そういったことが分からない、ただ自分の思うことを言っているのだけれども、それは何かを代表しているということを特に意識しているわけではない。またそれが言って終わってしまっている、というのが、「形だけの子どもの参加」。ハートは、この3の「形だけの子どもの参加」までは子どもの参加というところに位置づけていなくて、それ以上のところですね。子どもは大人から仕事を与えられてはいるのだけれども、ちゃんと情報を得ている。自発的な活動ではないけれども、少なくとも、何て言うんですかね、社会的に動員はされてはいるのだけれども、自発的な活動ではないのだけれども、その状況を偽られてはいない。子どもが言っていると偽られてはいない。また、もうちょっと子どもの参加が高くなると、プロジェクトは大人が計画しているけれども、そのプロセスをちゃんと子どもが理解をしている。意見を求められて適切に扱われている。私たちは、このあたりからちょっと意識をしていきたいなと思うところです。子どもの参加のはしごは、常に一番上の8段階目を目指さなきゃいけないというものではないんですね。参加には、いろいろな形態や段階があっていいとされています。私たちの今回の意見聴取も、私たちが企画をしているものですよ。なので、大人が主導で計画はしているのだけれども、でも子どもが何でそれを聞かれているのか分からないという形にはしない。ちゃんとその子どもが聞かれた意見がどのように反映をされ、誰に伝えられ、それがどう結果として何を生むのかというところを子どもに説明をすること、自分が意見を言ったことがその後どうなるのかということ子どもに説明をすること。それがあって、やはり子どもの参加になっていくんだということで、このはしごをお見せしたということです。

それから、その際に重要なのが、情報がちゃんと与えられていることなんですね。自分が何か意見を求められるときに、それについて話をするのに必要な最低限の情報を子どもに分かりやすい形で情報が与えられていなければならない。子どもの権利条約の第12条の子どもの意見の尊重というところの続きで、いくつか権利が書かれているのですが、その中に第17条のところに「適切な情報へのアクセス」という情報に対する権利というところがあって、そこもあって、初めて子どもの意見の尊重なんですね。そのあたりみんなセットになってくるところです。

ということで、また前に戻って、今回私が皆さんにお見せしている「意見聴取共通フォーマット」のところで何を意識したいのか、配慮したいのかというところで、何のために聞くのか、聞いた意見をどのように生かすのかということをお話することの大事さ。子どもの意見を聞くということが、何かお飾りとか操りとかそういったものになって、形式的な参加になってしまわない

ように、それが実際にどう役立っていくのかということをやんと子どもに説明する、私たちに責任があるということをやんと皆さんと共通理解を図りたいということです。

それから4番、話しやすい環境づくりというところで行くと、今日の私の参考メモ第3回の裏表の裏ですね。子ども参加の成功のための配慮というところの一番下に、10番、楽しくやることと書いてあります。子ども参加は楽しいものである必要がある。これ、子ども参加成功のための大人がすべき配慮です。子どもがリラックスでき、居心地がいいと感じる場所で行う必要があること。子どもがリラックスできる場所で休憩を多く取って、長時間の議論で疲労したときには体操やストレッチを入れたり、軽食やスナックやジュースを用意したりする。こういったことを配慮して楽しくやるようにということが私たちに求められているということですね。その上、子ども参加の質を確保する九つの条件。これは今のお話と、話した内容と重なってくるところなので、お読みいただければと思います。①のところ、子どもにちゃんとその目的や効果について情報を与えるものでなければならないとかですね、2番、やめるのは自由であるとか、5番、子どもにやさしい環境と方法でファシリテートされるとか、8番、子どもが危険な目に遭わないように大人がリスク管理をする。これは、ちゃんと子どもの個人情報を守ることとか、私たちが気をつけるべきことをしていく必要があるということですね。最後の9番、子どもの参加がどのように結果に影響を及ぼしたかを子どもに説明すること、こういったことが子どもにやさしいまちづくりをしていく上で、子どもの意見を聞いていく上で、大人が配慮したり意識をしたりしなければならないところだとユニセフがまとめているというものを、これ日本語がなくて全部私の和訳なので、拙いところがあるのですが、ご紹介をしました。ぜひ参考にしてみてください。ということで、ちょっと説明が長くなりましたけれども、意見聴取の共通フォーマットがこういうものですね。

何か皆さんのほうで、こういった配慮をすべきじゃないのかとか、あるいは、実施の方法について、何かご質問があったりとか、次に参考資料の1で具体的に各委員の方々にとどの対象に話を聞いていただくかということも決めなければならないですが、そこもちょっと想定しながら、何か意見の聞き方、実施の方法、それから配慮すべき点等について、何かご意見や質問がありましたら、お願いしたいのですけれどもどうですか。

隅田委員

先生の参考資料の参加のはしごのお話も踏まえて、この意見聴取のシートの中身は、とても私はこれでいいかなと思っているのですが、なかなかこの難しい文言を理解するのが難しい子が多い中で、例えば、子どもの権利の「権利」の部分、もしかみ砕くとしたら、どんなワード

をチョイスしたらいいかというのを、ここの場で、ある程度共有したほうがいいのか。例えば、「暴力を振るわれたりしたりしてない？」ということを知ると言っても、その暴力が、例えば、どういう暴力なのかを具体的にかみ砕いて、例えば、頬を叩かれたことがあるのとかっていう、それもそうなんだよとか。例えば、ちょっとドンとやられたこともそうなんだよとか、どこまでかみ砕くか。「学び」だったりというのも、習い事でスイミングとかやっているとかという話から持ってくるのか、勉強も、学校の学びや塾の学び、いろいろあるので、どういうふうにかみ砕いたらいいのか、ある程度ここで共有しておくのか、そこはもう聴取する側の配慮というか、テクニックによるのかというところをちょっと確認させてもらったほうが。

内田会長

大事ですよ。皆様どう思っているかということも、ここで出し合うといいのかなと思うのですけれども、まず基本その権利をどうかみ砕くかというときに、よく使う言葉は「生まれながらにして持っているもので、当たり前なこと」というふうに言うんですよ。生まれながらにして持っている当たり前なこと、当たり前を守られていいこと、というような言い方をするかなと思うのですけれども、それでもまだ具体的じゃないので、具体的には、やっぱりこういったところの第9条にあるような、叩かれることとかそういったことを具体的に出していくといいのかな。あと、いじめに遭うこととか、何か仲間はずれにされることでもいいですし、その子ども、もちろん例えば、その子どもの年齢によって、日常生活が変わってくるかなと思うので、乳幼児だと、また全然もう少し言葉をかみ砕く必要もあると思うので、まず権利っていうところはそんなふう言い換えをしますけれども、どうでしょうか。どんなふうに説明をしましょうかね。

別當委員

ちっちゃい子だと、親御さんも一緒にするのかとか、同意書みたいなのが、あるのかとか。そうすると家庭のことをなかなか言えなかったり、本音が出てこなかったりするのかなと思うと、子どもだけにヒアリングをしたいところなのですけれども、義務ではなく、その境目、親御さんもそれを知ったときに、勝手に子どもに聞いて、みたいにも思われたくもないし、年齢にもよると思うのですけれども、自主的に子どもが意見を言いたいというパターンと、こういう環境の中でご意見を聞きたいんですと、こちらからお願いするパターンがあると思うのですけれども、そこがちょっと気になります。

表現に関しては、分からないのですけれども、大人と一緒に、ちっちゃい子過ぎる子は無理かもしれないのですが、小学生くらいだと、ある程度もう権利とかという言葉をあえて使って、

こういうものが世の中にはあるんだよというのを自分の中で理解していくというのもいいのかなと思いました。

内田会長

これがまた、条例についてとか、権利について学ぶ機会にも多分なるんだと思いますよね。

大橋委員

最初の、暴力を振るわれたり傷つく言葉をとか、健康に生活できることというのは、これ対象はやっぱり大人ということでもいいんですよね。本来は大人に限らずお友達、子どもも含めてなのでしょうけれども、私たちも、子どもの権利について考え始めたところで、まだ未熟な部分もあって、最初の段階で必要な、子ども対大人の暴力とか、プライバシーが守られることとか、そういう話じゃないと子どもの意見がうまく出てこないような気がします。大人に対してと定義してヒアリングしないと、友達にぶたれたとか、外されたとかそういう話と権利、別に違う話じゃないとは思うのですけれども、当初聞きたい内容と違う意見が出てきちゃうんじゃないかなとちょっと感じたりしました。うまく言えないんですけど。

内田会長

それどうなんですかね。私は、ある意味、友達同士とか先輩後輩とか子ども同士のそういった暴力というところも含めて、そういったところも話をしてもらえたら、ぜひ話は聞いていただきたいなとは思っていたんですね。

大橋委員

そういうのもありと。

内田会長

はい。特に大人に限る必要はないのかなと思ったのですけれども。

大橋委員

ある意味そこでいじめとかの問題も含めて。

内田会長

そのあたりも含めるということで。1点確認できましたね。

高木委員

今、お話を伺ったのですけれども、そこに来る子ども、乳幼児にしても、あるいは小学生、中学生、高校生にしても、こういう人が、私たちね。来て、こんなことを聞かれますよ、というのは事前には知っているのですか。例えば、その施設に入っている子どもが、聞き取りがある、あるいは、こういう人たちが来てね、そのあたりはどうなんですか。

内田会長

伝えないといけないと思いますね。いきなり行ったら、ズラッと委員がいて、怖いという状況はいけないので。

高木委員

そういうことですよね。皆さん、知っている範囲で来るという。どっちか、それは分からないと。

内田会長

それで知らない人だけ並んでいるのでは怖いというときには、やっぱり知っている誰か大人と一緒にいてほしいとか、そういうようなことを事前にやっぱり確認をして、これなら話してもいいという環境を子どもの同意を得た上でやるってことですな。

高木委員

だからそれを事前にそれを知らされて、その辺ちょっと分からなかったのもあれですけども、ある程度知っているわけですね。子どもたちは。小さい子は、おじちゃんおばちゃんお姉ちゃんが来て話をするよとか、その辺でやっていかないと。

内田会長

そうですね。そこ大事ですよ。実際にヒアリングをしていくときに。ありがとうございます。大事なご指摘ありがとうございます。ぜひそこは全てのヒアリングの場において確認したいと思います。それからあとどうでしょう。

相川委員

私は、前は、意見聴取の場でもたまに何度かお子さんのところに行かせてもらったのですが、すごくペラペラしゃべれる子ってほとんどいなくて、やっぱり雑談をしながらとかそういうことをするのが大事だなと感じています。あと、中野区でいじめのアンケートをされるときにも気をつけられてるなと感じていることなのだと思います。例えば、自分だけじゃなくて、お友達で困ってる子がいない？とか、そういう聞き方をしたりする工夫があるといいのかなと思っています。あと、暴力を振るわれたりという、分かりにくくても、「ちょっと嫌だなと思うこと」という言い方にしたり、「何か変だな、ちょっとおかしいんじゃないかなと思うこと」、「みたいな言い方をすることも大事かなと思っています。

内田会長

今の大事ですね。これちょっと拾って書き止めたいと思います。

相川委員

親とかも先生に諦めを感じてしまってるお子さんがいるなということも、以前、前回、感じたんですね。中学生ぐらいになると、嫌なことと言われるけど、もうしょうがないね、どうせ自分が悪いんだからって、ちょっと思ってしまっている子もいるなというのを感じたので、そこをうまく聞けるといいのかなと思いました。

あとは、そのとき言えなくても、聞かれたことを後日持ち帰って、あんなこと言いたかったなと思っている可能性もあるので、後日アンケートする場、できる場、前回は意見聴取と並行してウェブでアンケートとれるようにしていたので、もし言いたいことあったら、その後ここからアクセスしてコメントしてねということをやっていたので、そういう場も用意しておけるといいのかなと思っています。

内田会長

そうですね。それもぜひ大事なこと、言っていただいてありがとうございます。今、かみ砕いてくださったような言葉を使えるといいですよ。それから、後日のアンケートを、今回ワークショップやヒアリングを選択した子どもにもできるようにするということですね。これもそうしたいと思います。それから、小保方さんはどうですか。何かありますか。

小保方委員

ありがとうございます。皆さんとおっしゃっていることと大体同じかなと思っています。質問の趣旨とか内容は、骨子は書いてくださったとおりなのですが、やっぱりそれぞれの対象に対して、それをどう説明したらいいのかなっていうのが、私ももし担当したときにすごく悩むなあと思っていたので、またこの後のお話で、具体的に誰が何をという役割のお話があると思うのですが、やっぱりヒアリングするメンバーで事前にちょっとだけでもすり合わせられるミーティングみたいなのができたらいいなと思いました。

内田会長

ありがとうございます。それも実際に意見聴取をする段取りの中で、そういう機会も設けられるといいですね。自分が実際にどの場で、誰を対象に話をするかということがあったほうがいいかと思うので、参考資料の1の説明のほうに行きましょうか。事前に皆さんに回答いただいたものを事務局のほうにまとめていただいたのが参考資料の1になります。こちら、事務局のほうから少し説明をお願いいたします。

事務局(子ども政策調整係長)

それでは、子どもへの意見聴取についてですが、皆様お忙しいところご回答をいただきまして、ありがとうございました。いただいたご回答を踏まえまして、事務局のほうで担当を割り

振らせていただきましたので、順番に確認をしていきたいと思ひます。なお、個人的につながりのあるお子さんを書いていただいたところに関しましては、担当は複数名でなく、出していた委員の方のお名前のみを入れております。また、聴取したい対象についてご希望を記載していただいた方には、可能な限り希望に沿うように割り振らせていただきましたので、担当する数にやや偏りがある場合があります。

それでは、まず1番の児童養護施設に入られている子どもですが、こちらにつきましては、特に委員の皆様の中でつながりがある方はいらっしゃるなかったようでしたので、事務局のほうで施設の所管課に確認したいと思ひます。実施が可能な場合は、内田会長と小保方委員にお願いしたいと思ひます。

続きまして、2番の、里親家庭で暮らす子どもについては、里親支援団体のお名前を数名の委員の方から出していただきました。こちらは条例の審議会でも一緒にご議論をしていただいた田谷副会長と相川委員にお願いをしたいと思ひます。

続きまして、3番、不登校の子どもについては、数名の委員の方からつながりのあるお子さんを挙げていただきました。別當委員、相川委員、大橋委員には、つながりのあるお子さんに実施していただき、区内の無料塾に通う生徒さんについては、林委員、別當委員、小保方委員に。草野委員からご紹介いただいた、学習支援を行う居場所については、草野委員と高木委員にお願いをしたいと思ひます。

続きまして、4番の外国籍の子どもについては、草野委員より二つの団体をご紹介していただきました。一つは、草野委員と大橋委員に。もう一つは、小保方委員、高木委員、それから事務局で実施したいと思ひます。

続きまして、LGBTQの子どもについては、田谷副会長から出していただきました。こちらは田谷副会長にお願いをしたいと思ひます。

続きまして、ヤングケアラーについては、相川委員よりお知り合いのお子さんを挙げていただきましたので、相川委員にお願いしたいと思ひます。

続きまして、7番、乳幼児につきましては、別當委員、隅田委員、田谷副会長からご紹介をいただきました。別當委員からご紹介をしていただいた保育園については、別當委員と内田会長に。隅田委員からご紹介をしていただいた保育園については、隅田委員と田谷副会長にお願いをしたいと思ひます。なお、田谷副会長からご紹介をいただいた帝京平成大学の親子広場につきましては、確認をさせていただいたところ、新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、2022年度前期は開催を見送るとのことでした。

続きまして、8番、障害がある子どもにつきましては、草野委員より一団体ご紹介いただきました。こちらにつきましては、林委員と隅田委員にお願いをしたいと思います。

続きまして、難病の子どもにつきましては、田谷副会長、相川委員よりお知り合いのお子さんを挙げていただきましたので、それぞれお願いをしたいと思います。

続きまして、10番のハイティーン会議につきましては、担当の部署に確認したところ、8月28日日曜日に開催する第1回の会議の場での意見を聴取することにつきましては、難しいとの回答がありましたため、アンケート形式にて実施させていただきたいと思います。こちらにつきましては、事務局のほうで調整を実施していきたいと思います。

最後に11番、その他ですが、田谷副会長、草野委員、相川委員より、その他対象として考えられるものを挙げていただきました。参加委員については複数名で、ワークショップ形式で行う場合や、子どもが複数名でのヒアリングでも構わないと言ってくれる場合には、今申し上げた委員の皆様を実施していただきたいと思っております。スケジュールにつきましては、恐れ入りますが、お子さんや団体と調整をしていただき、日程が決まりましたら、随時事務局まで、ご連絡をいただけますでしょうか。実施日時によっては、割り振られたところでは参加できないという場合もあるかと思っておりますので、その場合は調整をさせていただきます。以上です。

内田会長

ありがとうございました。というような形でお名前を入れさせていただいたのですけれども、どうでしょうか。こちらで、実施でよろしいですか。

隅田委員

1点だけ大丈夫ですか。私のほうでご紹介した保育園は乳児に特化した保育園になってしまうので、今日もし皆様のほうで、ちょっとこれはヒアリングだとかそういったものが難しいのではないかというご判断であれば、削っていただいても構わないかなと思っています。一応3歳未満という対象年齢になっています。

内田会長

分かりました。

別當委員

私もちょっと、無料塾さんには確認してからになります。

内田会長

無料塾ですね。分かりました。

田谷委員

難病については、恐らく、支援団体がたしか中野区にはありますよね。そこは難病と含めずに障害がある子どものほうに行きますか。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

私、現地視察もしているのですが、相当重い子たちで、意思表示はできるのですが、聞き取りするときに相当難しいと思います。その子たちなりの意思表示や思いは分かるのですが、それを読み取るのは相当難しいかなというところで、看護師さんがケアをされている様子とかもしばらく一緒に見ていたりしていたのですが、嫌なことは嫌だなということとか、今日は気分が乗らない感じだなというのはありましたけれども、リクライニングの車椅子で来て、それで動かしてなので、私が見たときには3人ぐらいそういう子だったので、どのレベルで聞き取りなり意思表示確認ができるのかは、ちょっと難しいかなと思いましたが、同じ内容が同じように聞き取れるとは思いませんけれど、ただ彼ら、彼女らなりの様々な意思表示はあるとは思ってはおります。

内田会長

そこも何か工夫は必要でしょうね。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

一応アプローチはとれるので、子どもの権利委員会として何かできるかどうかという確認をとることは可能だとは思いますが、私のほうで一度連絡を入れてみまじょうか。

内田会長

いいですか。お願いします。

事務局(子ども政策担当課長)

こちらの林委員と隅田委員を担当にさせていただいていますけれども、林先生、そのあたりいかがですかね。

林委員

別にお任せします。ただ、障害のある子どもがどこまでのところなのか分からないですが、肢体不自由とか。ここの人ありきなのかどうか、障害のある子どもといった場合。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

いろいろなレベルがあって、いわゆる放課後デイに受給者証を持って通っている、前に隅田委員からお話があった、ちょっと軽い程度の発達の子のところもありますし、どのレベルでどう聞くかということで、事業者のほうに話をすることは可能です。

内田会長

この間、隅田委員がおっしゃってくださっていたものを入れるといいですね。ここに。

隅田委員

そうですね。ただ、グレーというのはやっぱり、学校の通常学級に所属している子たちがほとんどなので。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

今、放課後デイに通っていらっしゃるお子さんで、手帳までとっていらっしゃる方と、手帳はとらずに受給者証はもらって通っていらっしゃるお子さんがいます。学童クラブ、いわゆる区の通常の学童クラブと併用で通っていらっしゃるお子さんも、昨年私のほうで調べたのですけれども、10数人いらっしゃいます。というようなところなので、前よりもいわゆる発達障害に関する障害需要であったり、認知というものは高まってきているなと思うのですけれども、隅田委員のおっしゃるように、本当に淡いグレーで、放課後デイにも通っていないんだけど、クラスで困っていらっしゃるという方のアプローチというのは親御さんの需要の程度にもあるかなと思うので、そこはどうしていくかというのは工夫しないといけないかなとは思っています。

内田会長

何かでもそういったところにニーズが、意見があるところは抽出できるといいですね。

隅田委員

本当はそうですね。ただ、夏休みに入ってしまうので。そこがちょっと難しいところですね。ギリギリに例えば、夏休み明け、例えば、どこか1校でも2校でもそういったところの学校のご配慮だったり、ご協力ももちろん必要にはなってくるのですけれども、意見が伺えるとベストはベストかなとは思っています。

内田会長

それも含めて、ちょっと考えていくと。

事務局(子ども政策担当課長)

今回、挙げさせていただいているのは、あくまで候補ということで、相手方の団体に対してまだアプローチも許可もとっていない状況ですので、候補としてこれから調整をしていって、できるところもあれば、難しいところもあるかなと思うので、その都度その都度、もし、そのの属性に関して難しいということになった場合に、じゃあほかのところがないかどうかといったところを随時更新していきながら、聴取できればいいかなと思っております。

内田会長

そうですね。ぜひそのような形で障害のところはもう少し幅広く捉えながらいけるといいかなというのは今日お話を伺って思いました。あとは、田谷さん、今話途中だったのですけれども。どうですか。

田谷委員

乳幼児に対してなのですが、恐らく親に聞いてしまうと、それは親の意見になってしまうので、ここは担当している保育士に聞いて、彼らの遊んでいる様子なんかも見て、聞けるなら聞いていこうと思うのですが、ゼロだと言葉はないので、そこは親じゃなく担当保育士に聞いていくような感じになりますでしょうか。イメージとしては。

内田会長

私も、乳幼児のところはちょっと例を挙げたのですがすけれども、前回もお話したかなと思うのですが、海外の事例で、2歳から5歳を対象に、車座ディスカッションというのは事例としてあるので、これはむしろやってみるといところはちょっとあってもいいのかなと思っていて、どうしても今、田谷委員がおっしゃったように、子どもに直接聞かないで、周囲の大人に聞くと結局、大人の目線になってしまうんですね。やっぱりそこは子どもに可能な限り直接聞くということは大事にしたい。私たちができないのではないかと考えてしまうのではなく、どうすれば聞けるかというところを可能な限り追及してみるといところで、海外の事例もあるということも踏まえて、例えば3歳の子どもに話を聞きやすい、話の聞ける場をつくって、また問いを考えるということによってちょっとやってみてはどうかなどは思います。

事務局(子ども政策担当課長)

先ほど隅田委員にご紹介いただいた保育園だと、3歳未満ですね。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

0歳、1歳、2歳ですね。

事務局(子ども政策担当課長)

0歳、1歳、2歳ですね。ここも候補かと思えますけれども、そこに限定せずにほかに可能な乳幼児に対して意見聴取ができるほかの幼稚園も含めて場所がないかどうかというところを考えていければいいかなと思っています。

内田会長

ありがとうございます。

草野委員

意見というか、少し状況提供を。皆さんにお配りした資料で、この中に入っている団体さんな

どのパンフレットやチラシが、あるだけなんですけどちょっと見てきたので、行かれる際に参考にさせていただけるといいかなと思っています。

内田会長

ありがとうございます。これとっても参考になります。この資料本当にありがとうございます

別當委員

ちょっと周知の部分も入るのですけれども、今度北原小学校で、いつもPTAが主催か、学校が主催かって、パツンといろいろ行事とかって分かれるのですけれども、校長先生と話をして、1回学校とPTA共催のイベントをやろうかという話が出ていて、秋にPTA祭というのが例年あったのですけれども、コロナ禍で数年やっていないのですが、ちょっと名前を変えてイベントを起こして、学校とPTAで対談形式をやろうかと、校長先生とは言っているんです。その中に、児童の時間と、保護者の時間とか分けるか、みんな合同だと密になってしまうから分からないのですけれども、その中に中野のまちをみんなで考えるみたいな感じでテーマを挙げて、中野にこういう子どもの権利条例というのができているのは知っているかなみたいな感じで周知をして、その中にあまり重たいことは聞けないかもしれないのですけれども、中野にあったらいいなと思うことをどんどん手を挙げてもらったりとか、大人も子どもも、とりあえず情報をもったりとか、あと、学校とか地域とかで変わってほしいところというのは、変えたいところとかいうのは聞けるなと今思ったのですけれども、そういうのもありですか。

内田会長

ありますよね。面白いんじゃないですか。

別當委員

ただ、乳幼児とか、ちょっと対象が小学生、1年生から6年生って感じになるのですけれども、情報を集めるとしたら、そういうイベントにして、やってもいいかな。

内田会長

それって時期はいつなんですか。秋とおっしゃっていたのですけれども。

委員

秋、10月の終わりとかだったのですけれども。

内田会長

例えば、この権利委員会の活動のどこかに何か意見を反映という、スケジュール等はちょっと分からないのですけれども、でもそこでやることってとても意味があると思うんですよね。本当にどんなテーマでもいいなと思うのですけれども、もし何かイベント的にやるのであれば、何

か地域のこと、例えば、私のイメージだと、地域の中を、子どもと一緒に歩いたりして、普段ど
ういうところで遊んでいるのかとか、遊び場の中であそこは結構危ないんだよね、とか、子ど
もが気づく視点というところを聞けるような、何かそういうテーマを設定して、模造紙で絵を
描いてもいいかなと思うのですけれども、こういうところはおすすめの場所だとか、子どもの
言うおすすめで、こういうところが結構暗くて危ないとか、そんなことを聞く場にも多
分なるでしょうし、場というだけではなくて、いろいろな普段感じている、学校、家庭、地域で
感じている、もっとこういうところが変わったらいいなと思うこと、変えたいなと思うこととい
うので、意見を出してもらおうようなワークをやってもいいですね。

別當委員

まとまったらまた共有します。

内田会長

お願いします。そうやっていろいろ、この意見聴取という形だけでなく、そういったところで、
区の中全体で、子どもの意見を聞く機会を私たちがいろいろ種をまいてつくっていくのが大
事だと思うので、ぜひぜひと思います。いろいろ元気になりますね。そういういろいろな話を
できるというのは。

あと、別當委員から、同意書が必要かどうかというのを、最初のほうで確認が出ていました
けれども、そのあたりのやり方については、いいですか。そのあたりの確認は、今までってそ
ういうことってされてきましたか。

事務局(子ども政策担当課長)

これまで任意の意見聴取になるので、了解を、その場でゆるく話をして確認をとるとい
うことはしてはいたけれども。

内田会長

という形で今回もいくのかなと思います。あと、親がいるとなかなか本音を話しにくいとい
う話もあったので、そこは配慮して実際本音が聞けるような環境にはしたいですね。という
ことで、どうですか。このあたりの、まだありますね。お願いします。

相川委員

今、こちらに挙げさせていただいたもの以外も、例えば、思いついたら同じフォーマットでや
っていいという感じですか。

内田会長

そうです。これがまず最低限の枠っていう形で、多分子どもの話の中で膨らむところってあ

と思うんですね。そうしたら、そこでもう少し追加の質問をしていただくといいのは全く構わないです。

相川委員

あとは対象という意味でも、ここに出していないけれども、そういえばあのつながりもあったとか、そういうところに勝手にというのも大丈夫ですか。

内田会長

はい、ぜひ。

相川委員

その場合は、複数で、それでも複数でなんとか行ったほうがいい。それとも、気づいたら1人でも。

事務局(子ども政策担当課長)

それも団体の数とか規模にもよるかなと思っているので、もうお知り合いで、1人で行けるのであれば、お願いしますし、ちょっと同行が必要であれば、また、あとほかの団体にヒアリングするときは一応事務局に情報をいただいて、我々としても調整できることがあればお手伝いしたいなと思っていますので、そのような形でお願いします。

相川委員

分かりました。あと、私、難病の子どもと書いたのですけれども、この枠組みでは、難病というより障害をお持ちの子かなと思いました。ちょっとその、私の福祉の知識があまりなくて、私がいまいち理解ができていないところはあるなと思ったので、そこだけ少し訂正させてください。難病と障害というの難しいですね。

内田会長

それはそうだと思います。

田谷委員

行きますよみたいな連絡をする連絡網ってつくれますか。

事務局(子ども政策担当課長)

メーリングリストみたいなものですかね。できるかな。前は事務局が一度いただいた情報を都度、都度流すというやり方でやっていますね。そこも、もし皆さんの了承をとれるのであれば、委員間でメールアドレスは共有して、誰に対しても情報を届けるような形にするとリアルタイムに情報が伝わるのでいいかなとは思いますが、そこはまた確認させていただきます。

田谷委員

前も、中野区の条例については、事務局が上手にパワーポイントで資料をつくってくださったという記憶がございますので、あれをうまく小学生くらいが分かるように、絵を入れたりして、つくってもらうことってできますか。

事務局(子ども政策担当課長)

最初のベースの部分の説明として、分かりやすい資料というのを今我々つくっているものもあるので、そういうものを一応ひな形として提供させていただきたいと思いますので。

内田会長

それで思い出しました。私も、その際に、実際の意見聴取の際に、例えば、先ほどの子どもに対して情報提供が重要だというお話をしたと思うのですけれども、例えば、困っているとき、悩んでいるとき、どうしていますかというところで、実際に今ある相談・救済機関の一覧のようなものを提示できるようにする。あと、中野にあったらいいなと思う場所はどんな場所ですかというところで、実際に今ある中野区内の子どもの居場所についての情報を提供するということも、併せて、同じ内容でよろしくお願ひしたいなと思っていました。大丈夫でしょうか。

事務局(子ども政策担当課長)

参考になる資料があると思いますので、また提供させていただきますので。

内田会長

簡単な一覧でもいいので。それを持参してヒアリングできればなと思います。

事務局(子ども政策担当課長)

分かりました。

小保方委員

一つ質問いいですか。今後、各団体とスケジュール調整していくのは、ご紹介くださった方々がそこまでは担ってくださるというイメージでよろしいでしょうか。

内田会長

どうでしょうか。これは個々に調整をとっていくんですよね。日程調整をしていくということですよね。という、この団体については誰ということ、本当はこの場ではっきりさせるというんじゃないかなと思うのですけれども。

事務局(子ども政策担当課長)

基本的には、ご紹介いただいた方をこのヒアリングの参加委員の中に含めているつもりです。

ただ、小保方委員にご参加いただく国際交流協会、こちらについては、草野委員からご紹介いただいたのですが、草野委員は参加委員にはなっていないので、ここについては事務局のほうでアポとりさせていただこうかなと思っています。そんな形でいかがですか、小保方委員。

小保方委員

大丈夫です。ありがとうございます。

内田会長

そんな形で、上から順に、大体どなたが調整をされるかということは確認をしないでもいいですか。

事務局(子ども政策担当課長)

ご紹介いただいた方を参加委員にしているつもりなので、ちょっとそこが合致しないところがあれば、言っていただければと思います。

内田会長

大丈夫ですか。

隅田委員

一応、調整するのは構わないけれども、段取りとしては、日時もそうですけれども、この今日いただいた共通のフォーマットは開示しちゃって大丈夫ですかね。

事務局(子ども政策担当課長)

さっきの資料の3ですよ。こちらは構わないです。

隅田委員

こういう形で、段取りとしては、いついつ行きますよということと、こういうこともちょっと配慮して担当者が行きますよというのはお伝えして大丈夫ですか。

事務局(子ども政策担当課長)

口頭で説明して大丈夫ですし、このフォーマット自体をお見せしてご説明いただくのも構わないと思います。

別當委員

アポどりの際、1人じゃないとき、例えば、通っていた保育園の乳幼児さんは会長が行ってくださるので、会長のスケジュールはどうやって知ったらいいですか。

内田会長

それを、やり取りを多分しないといけないので、お互いのメールアドレスは分かったほうがい

いかなと思うんですよね。

事務局(子ども政策担当課長)

この場で、メールアドレスを委員全体に共有して差し支えなければ、そのような形で連絡をとれるような形にしたいと思いますが、それでいかがでしょうか。

内田会長

了解いただけますか。小保方さんも大丈夫ですか。

小保方委員

大丈夫です。

内田会長

ありがとうございます。ではそういう形で、あとは個々にメールのやり取りをしましょう。

事務局(子ども政策担当課長)

それでどうしてもなかなか都合がつかずにお1人になってしまうというような場合がありますら、事務局までご相談いただければ、我々誰か同行できるかどうか調整したいと思いますので、よろしくお願いします。

内田会長

お願いします。資料3は開示をして大丈夫ということで、むしろ事前にお伝えしたほうがどんなことを聞かれるんだろうという不安感を解消できるとも思うので、お伝えできればと、この文章はちょっと難しいので、そのあたり工夫はしていただいても結構ですので、ということでもいいでしょうか。

林委員

まず、意見聴取シートの中のことについて1点、条例の説明があるのですけれども、意見表明のことが入っていないので、そこを1点入れてほしいです。自分の意見を表明して尊重されることというのが、この黒ポチの中にどこにも入っていないですよね。そこだけ入れてほしいなというのと、あと、先ほど、田谷さんから条例の分かりやすい説明資料というのは、こちらが説明する向けのというのはあったと思うのですけれども、子どもに渡すようなパンフというのはつくっているのですか。要は、例えば、こっちが資料を持って帰るだけではなくて、本人にも渡せたほうがいいんだろうなと思うんです。それが相談できる機関の一覧とかも含めて、そういったものの渡せる一式セットは用意していただきたくて、それをどこかあたりで受け取ったりしなきゃいけないと思うのですけれども、そこを確認はしておきたいなというところがあります。それと、きっとその上で、この調整シートの最後の、権利条例について知っていますか、

どうしたらいいと思いますか、というのはあるのですけれども、きっと今回やることによって、今回は条例ができた上でのヒアリングになるというところの中では、どうやって子どもたちに条例を広めていったらいいのかなというのをむしろ聞いていくことが大事になってくるのかなと思うので、そのアイデアみたいなものを、この間の話でもSNSとか何とかといろいろありましたけれども、そこも併せて、子どもからいろんな形で聞けるといいのかなと思っております。きっとそれが今後、今日この後、最後どこまで行くか分かりませんが、中間報告のところの中で、その辺が出てくるんだろうなと思うのと、私自身が思うのは、大人がどう子どもに権利を教えるのか、分かっているわけではないので、その教材作成みたいな、教員による教材作成みたいなものをやらないといけないんだと思ってはいるので、きっとその辺が盛り込まれるような形にはなるのかなと、ざっと僕の中では思っています。

内田会長

とても大事なところご指摘いただいてありがとうございます。まず最初の資料一式セットをつくるというところで、あともし中野区にあれば、何かボールペン1本とか、そういうものが一緒に入ると、あるとよいなと思いました。

それからあと、条例について聞くところもそうだったのですけれども、私も触れたいなと思っていたところで、あとで最後で触れるところだったのですが、参考資料の6というところに、中間答申のたたき台ってというのがあって、今事務局でここまで今までの議論を落とし込んでくださっているんですね。これを私たちはつくって、区長に答申をするということになるわけですが、まさにこの、例えば、取組の方向というところに意見表明参加の促進とか、これから話をしていく居場所とか、権利侵害の防止、相談・救済というところが入ってくるんですね。こういったところの内容を、本当に子どもから聞いた意見をここに反映させて充実させていく。そこから何かもし子どもの意見を聞く中で共通して見えてくる大事な視点があれば、それを、例えば、最初のところの理念のところに入れるとか、そんなようなところをやっていきたいということで、これもちょっと見ていただくと子どもの意見を聞いてそれをどう生かしていくかの私たちのイメージも持てるんじゃないかなと思うので、ぜひこの中間答申たたき台もご覧いただければと思います。以上で、議事の2なんですよ、2はいいですか、これで。

では、次に行きたいと思います。議事の3、子どもの居場所、学びと活動の充実に関する検討。こちら、まず事務局から資料のほうの説明をお願いいたします。

事務局(子ども政策調整係長)

それでは、資料4「子どもの居場所、学びと活動に関する取組について」をご覧ください。ま

ず、区が実施している子どもの居場所、学びと活動に関する事業については資料のとおりでございます。子どもの居場所につきましては、乳幼児親子の居場所である子育てひろばや、委託団体が実施する放課後子ども教室、小学校内で実施されるキッズ・プラザなどのほか、中高生の居場所となる、中高生施設の整備についても検討が進められています。

また、子ども・若者支援センターには、利用者がくつろげるようなフリースペースが設けられており、登録者向けのプログラムなども実施されています。

子ども向け体験事業では、区内の小学4、5、6年生を対象とした海での体験事業や、各課において、子ども向けの体験イベントなどを実施しております。

子どもの学びの支援では、小学6年生及び中学1、2、3年生を対象とした学習支援事業や、図書館や児童館を利用した学習スペースの案内などを行っております。

子ども施設につきましては、参考資料2も併せてご覧ください。こちらは令和3年に策定しました中野区の区有施設整備計画より抜粋したもので、地域子ども施設の今後の展開をまとめております。こちらも参考にさせていただければと思います。資料の説明は以上となります。

内田会長

ご説明ありがとうございました。こちらについて、何かご質問があれば伺いますし、子どもの居場所、それから学びと活動の充実というところで、少し委員の方々と意見交換をしたいと思っています。まず、ご覧いただいた資料について、特に何か質問がありますか。大丈夫ですか。参考資料の2も含めてですね。居場所ということなのですが、中野区の子どもたちに居場所が確保されているのかということで、居場所って、何をもちょう居場所なのかというのはいろいろ議論がありますけれども、ほっと安心できる場所であったり、仲間と活動ができる場所であったり、話を聞いてくれるところ、聞いてもらえるところ、それから学校のような評価を受けないようなところ、いろんな捉え方があります。それから、あと、居場所と言っても、様々なものが含まれるのは今資料を見ていただいたとおりで、例えば、整理の仕方というところと言うと、支援の必要の高いところから低いところまでという整理の仕方もあるかなと思います。例えば、不登校の子どもだったり、あるいは、いわゆるシェルターみたいな虐待からまず緊急で子どもを保護するというような居場所、スペースというところもありますし、また、学童保育であったり、何か家庭を代替するような場所としてのイメージ、あるいは地域の中での遊びというような、遊び場というイメージ。いろいろ居場所の機能によって整理もいろいろできるかなとは思いますが、中野区の子どもたちに対して、全ての年齢の子ども、いろいろな背景のある子どもも含めて、全ての子どもに居場所があるかどうかという観点で、今

皆さんがお感じになっている現状のところ、何か情報共有をしていただけたらいいところがあればしていただきたいですし、やっぱり子どもの権利委員会としては、こういった既存の居場所が、子どもの思いや考えを反映したものになっているのか、また、子どもの思いや考えを反映する仕組みがあるのかどうかということも問うていけないところだと思います。どのようなところからでもいいのですけれども、居場所について。大橋さん。よろしくお願いします。

大橋委員

放課後、学校外で様々、施設や民間の方たちの支援団体からのフォローがあって、こういう場所があるのは本当にありがたいことだと思うのですが、子どもたちの1日のうち、大半の時間を過ごすのが学校ですよね。学校も、こういった施設の中に組み込んで、検討していかなければいけないと感じておまして、ぜひそういった視点で見ていただきたいなど。小学生も中学生も、1日6時間ぐらいの時間を学校で過ごすわけですよね。いろんな問題があったりしますが、その部分が根幹であって、そのほかにもこういう場所があるんだよということでお話が進むと、よりよいんじゃないかなと考えています。

内田会長

ありがとうございます。お願いします。

別當委員

逆に教えていただきたいのですが、不登校のお子さんがある家庭で、学校に行けない時間は、家庭で過ごすことが多いのですが、そのおさんは本がお好きで、図書館に行きたいという気持ちがあるのだけれども、今はみんな学校に行っている時間だから外は出ちゃいけませんみたいな、親御さんの気持ちもあって行かないのですが、みんなが学校に行っている時間に、過ごせるような場所っていうのがあるのかとか、あと図書館でそういう受け入れてあるのかなど。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

前回お話が出た子ども・若者支援センターの資料として「みらいステップなかの」のピンク色のチラシをお配りさせていただいております。不登校のお子さんに対しましては、教育支援室で、フリーステップルームがあって、こちらに来て、私もこのフリーステップルームをのぞいたりすると、結構、指導されている先生たちと卓球して遊んだりとか、勉強したりとかしていて、ここ実は図書館も併設なんですね。合間の時間に、フリーステップに来ている子は、図書館にも行って、本も借りたりしています。中野坂上の近くですが。親御さんのお考えもあるかと思う

のですけれども、私は、例えば、学校はちょっと苦手で行けないけれども、例えば、中野中央図書館に行ってみるとか、本借りに行くというのはしていただいてもよろしいかと思ひますし、今オンラインで本は頼んで、近くの地域館で受け取りをするということもできますし、特に、この東図書館の7階フロアは、子どもたちが結構遊べるフロアになっていて、ここで自習をしたり、いろいろ放課後なんかだべっている子もいますけれども、日中の時間は乳幼児の親子さんが来たりして、遊んでいますので、こちら行かれてもいいかなと思ひますので、もしよろしければ、情報提供していただければと思ひます。

別當委員

ありがとうございます。

内田会長

ありがとうございます。そんなように、例えば、不登校の子どもというところがありましたけれども、それ以外にいろいろな多様な子どもたちがいると思ひますけれども、外国にルーツのある子どもだったり、障害のある子どもだったり、そういった子どもたち、それぞれにとって、中野区内に、子どもがここにだったら、行ってほっとできる、居場所がある、話を聞いてもらえる、仲間と活動ができるという場があるのかどうかというところで、何かご意見があったり、あるいはそういった場が、子どもの思いや考えを反映したものになっているかどうかというところで、何かお気づきのことがあったりするかどうか。ちょっと伺いたいところですが、どうでしょう。お願いします。

相川委員

いろいろ最近、充実してきているなと思ひています。学校の図書館を夏休み、今年はもっと開放するよという連絡が来たりとか、学習スペースも児童館が使えたり、図書館の2階でもできるよになったりしているのを知ってすごく心強く思ひています。

一方で、子どもの居場所の、子育てひろばの中に中高生施設の整備と書いてあって、まだ中野区は中高生向けの居場所というのがちょっと手薄だとずっと言われていて、今そこを頑張っていて、中野東図書館のところでも居場所を用意して下さって、私もこの間見に行ったのですけれども、そういう活動がすごく増えてきていて、産業振興センターの跡地の用意をしようとしているのも知っているの、今はまだ整備の段階なんだなというのを感じているところです。なので、ぜひ、整備をするときに、子どもの声をしっかり入れていくというのが中野区にとってとても大事なのかなと思ひています。というのが一つです。

あとは、これは区が実施しているかつ区が支援しているものが載っているという感じなのか

なと思いました。中野区の特徴として、町会でミニリーダー講習会というのをずっとやってくださっていて、そこもすごく素晴らしい活動だなと思っていて、中野区の財産だなと思っているところです。どんなものかという、町会の有志の方、育成委員の方とかが募集をして、大体小学校単位みたいな形で募集して、月1回ですかね。いろんな体験の場を用意してくださっています。私の子どもも何度も参加させていただいているのですけれども、とても素晴らしい活動である一方、ちょっと押しつけがましい発言をする支援者の方もいるなということをもたまに感じる事があって、我慢して頑張れよみたいな、そういうこともたまに見学すると感じたりするので、そういうところももうちょっと現代風にアップデートできるとよりよくなるんじゃないかなとちょっと思っております。PTAも地域活動委員の方が参加されていて支援していて、本当すごい。ほかの自治体は知らないのですけれども、結構すごいんじゃないかなと思っております。

あとは、子ども向けの広場で、すごい充実してきたのですけれども、難しいのは重々分かってつつ、開いている曜日が限られているということと、あと、開いている時間が6時までだったりとかということが多いなと思っております。先日、川崎市のプレーパークの映画を見に行ったのですけれども、あそこは9時までやっているということも伺って、基本的に曜日なしで毎日やっているということも伺ったので、運営はどうやっているのかな、大変だなと思うのですけれども、いつでも開いているということの大切さというのも、もう少し中野区の子どもの居場所に詰め込んでいけるといいんじゃないかなと思っております。

内田会長

大事なご意見だったと思います。また、情報提供もありがとうございます。それで思ったのですけれども、何か民間でこういった居場所づくりの取組をしているというところは聞かれますか。何か、プレーパークとか、そういうのはあるのですかね。お願いします。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

プレーパークにつきましては、今、昨年今年と、実施している団体はかなり増えているのですけれども、区のほうの委託事業で、放課後子ども教室という形で、土曜とか日曜とかに、いろんな区立の公園を使って、活動を展開していただいております。団体数は4かな、あと政策助成を使って今度始めていただく団体もあるから5団体くらいですかね。南北で。南のほうは特にかかなり人が多く集まって、1回目やったら550人来たとかいうこともありましたので、そんな活動はされています。一応区のほうの委託事業ということですが、団体のほうでかなり創意工夫をこらした活動をしていただいております。

内田会長

ありがとうございます。それだけの数が参加されるということはやっぱりニーズがありますよね。ありがとうございます。小保方委員お願いします。

小保方委員

子どもの居場所のところで、私自身もすごく実感しているところがあるので、そこを一つお伝えできたらと思います。夏休みとか長い時間のお休みのときの居場所が少ないなというのはすごく感じています。普段の学校があるときでしたら、今書いてくださっているような場所で、児童館や公園で子どもたちが過ごすことが多いのですけれども、学校がなくなった夏休みに、さあどこで居場所をつくるかっていうのは私も含め、周りの保護者の方はすごく模索していて、結局子どもが行きたくなくても塾に入れるしかないとか、1人で、家で過ごさせるとか、割とみんな苦戦しているなっていうのを感じているので、長期休みのときの居場所というのももう少し増えたらいいなと思いました。

内田会長

ありがとうございます。それも大事な視点で、ぜひ含めて入れさせていただきたいと思います。それから、相川委員いいですか。

相川委員

今、プレーパークの話が出て、大橋さんのところもやっていらっしゃると伺っております。最近ちょっとプレーパークでやっている人から聞いた話で、公園の使い方でクレームとかストップが入ってしまうという話をちょうど聞いたばかりです。土を掘り返して泥遊びをされていて、デコボコになっちゃうのはよくないからそういう遊びはやらないでくれと言われて、今はちょっと我慢しているということを知りました。ですので、プレーパークで自由に遊べる場所というのはしっかり確保していくということはすごく大事なのかな。もちろん、どの公園もデコボコになっちゃったら大変なことになるし、整備も大変だと思うので、どの公園でも許可というのは今のご時世難しいのかなと思うので、公園の一面だけはこういうルールとか、そういうような形でうまくぜひやっていっていただきたいなと思っていますところでは。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

ありがとうございます。今、区のほうでは常設プレーパークの場所を検討しておりまして、おっしゃるとおり、今だと公園を使うと、占用許可で原状回復がありきなんです。ちょっとこの間、デコボコしちゃったところもあるのですけれども、そういうのもありまして、占用でできるような公園が中野区に何カ所かあるといいなと思ひまして、検討を進めているところです。あ

りがとうございます。

内田会長

それもまた、意見として挙げていけるといいですね。

別當委員

公園つながりなのですけれども、園庭のない保育園が結構いっぱいできていて、中野区にある公園を転々とするのですけれども、周りの住人の高齢者の方からのクレームが多くて、子どもは元気なはずなのに、うるさいというクレームが多くて、公園に行っても「シーツ。静かに走るんだよ」とか先生が言ってやってる話とか光景を見たことがあるんですね。ちょっとかわいそう過ぎるとか思っ。先生たちも大変だし、体を思い切り動かさせてあげたいのに、そうやって思い切り遊べる公園に、歩いて行けるようなところがちょっと少ないというイメージもあったので、そこもちょっとご検討をお願いしたい。

内田会長

そういうことも、多分いろいろクレームが上がってきているんですね。

別當委員

厳しいんですね。商店街とか歩いていても、高齢者の方、厳しい。ちょっと昔のイメージと違う、子どもだからね、という感じは少なくなっているのかな。

大橋委員

プレーパークの件はいろいろありがとうございます。条文に書いてある文言に、損傷とあるので、損傷がどういうレベルなのかなとか、傷をつけるのがダメだから掘っちゃいけないとかあるのですけれども、じゃあゲートボールの旗を打つのは損傷じゃないのかとか、結局子どもにやさしくないよねという件が、あまりこういうところには出さないようにしたほうがいいのでしょうけれども、今結構仲間内では言われていて、でもいろいろ検討しましょうねと、上手にやっていくしかないのと思っています。

今回の居場所の件ですけれども、以前からあちこちでお話をしているのですけれども、児童館がどんどんなくなっていく中で、入りづらいとか、集まりづらいとかという声がたくさんあるのですけれども、区活をもうちょっと活用できないかという声は結構ありまして、区民活動センターですね。高齢者の方たちが集まって自由に出入りできるよという場所はあるのですけれども、子どもたちが自由に出入りできる場所というのをつukれないものですかと。このあたり、保護とか管理とか未成年ならではの問題があるので、難しいのはよく分かっているのですけれども、何とかあの施設をもうちょっと活用できないのかなと考えていて、一応提案している

話の中では、誰か管理者がついて、そこに常設していただかないと貸し出しづらいですねという話にはなっているのですが、このあたりも皆さんのご意見をいただきながら、結構あちこちに場所もありますし、夏の暑い時期もエアコンが効いていますし、意外と使っていない時間が多いので、上手に活用していきたいなと思っています。あと、高齢者会館ですよね。高齢者会館も年齢によって入れないという問題があって、そこを何とかしようと。これも結構動いてくださっている方がたくさんいらっしゃるのですけれども、やはり高齢者も大事な保護の対象ではあるのですけれども、子どもたちと上手に共存できるような場所をつくっていきたいなと考えています。

内田会長

それはそうですよね。本当に高齢者VS子どもという構図になるのではなくて、まず使い方というところで話し合ったりとか、お互いのニーズだったりとか、そんなところをまず話し合ってお互いをもうちよっと知るといふことと、それでじゃあどうやって住み分けるのか、一緒に使い合うのか、スペースを分けるのか、曜日に分けるのか、そういった工夫をしていく話し合いの場が欲しいですね。何かそうやってうまくできるんじゃないかなって。

別當委員

囲碁を教えてくれたりとか、将棋を打ってくれたりとか、前はコマ回しを教えてくれる高齢者の方がお祭りに来てくれたりとか、昔の遊びを伝えてくれる高齢者の方と子どもの交流というのは結構コロナ前はあったかなって思います。

内田会長

そうですね。昔遊び。

別當委員

知恵を分けてほしい。そして子どもの元気をもらってほしい。

内田会長

それも一つの何か取っ掛かりとしてのものになるかもしれないですよ。

田谷委員

確認なのですけれども、区民活動センターが居場所に入っているのですが、具体的にどんな事業が今現在行われているのかって分かりますか。私行ったことがあって、畳のスペースがあって、すごくのんびりできるんですよ、ここいい場所だと思ったのを覚えているので、どんなふうを活用できるのかお願いします。

事務局(子ども政策調整係長)

基本的に地域の団体さんが事前予約して部屋を使うと。和室があったり、洋室があったりっという施設になりますので、その中で、乳幼児親子とか子どもを対象にした活動をする団体さんが使って、イベントをしたりしていますので、子どもの居場所の一つとしてはなっているかなと考えています。

田谷委員

どれくらい使われていますか。

事務局(子ども政策調整係長)

やっぱりでも地域の高齢者の方が多いので、ちょっと子育て団体は一部に、その辺は相川さんがお詳しいかなと思いますけれども。

相川委員

区民活動センターを借りてイベントをやったこともあるのですが、基本的にそもそも予約がとりにくいという問題があって、どうしても乳幼児子育て中の人ママサークルで使おうと思っても、使いにくいというハードルの高さがあるのがずっと問題だと思っています。あとは、子どもがうるさいと苦情が来て、区民活動センターによるらしいのですが、ちょっと使いにくい区民活動センターもある。場合によっては、おもちゃを用意してくれている区民活動センターもあるのですが、そういうことは聞いています。私も昔から区民活動センターもっと活動できたらいいのになと。

あと、高齢者会館もすごく多くて、それこそ児童館より多い数なんですね。児童館の数は減らそうという話はあるのですが、高齢者会館を減らそうという話は一度も聞いたことがなくて、ちょっとそれもどうなのかなと思ったりするところではあります。

今、高齢者と若い人の交流ということだったので、中野区にはそれを象徴するような施設があって、ふれあいの家という、児童館と高齢者会館が一緒になったような施設が今二つですかね。みずの塔と城山にあって、ただ実際使っていたり使っている人の話を聞くと、場所も完全に分かれていて、ほぼ交流はないと。もし、今後そういうことをやっていくんだったら、そこを象徴として、やり方を運営の方法を見直すということはできるんじゃないかなと思っています。

あと、私の子どもがよく通っていた児童館では、卓球のボランティアの方が定期的に来てくださって、教えてくださる、そういうような活動はできていて、児童館はそういう可能性がすごく秘められているなと思っています。地域のそういう交流の拠点にしようという考え方で区のほうが進めてくださっていたらと思っていて、ぜひその方向で進めていけるといいのかなと

思います。

高木委員

私は区民活動センターを月に12、13回利用しております。これは吹き矢の指導なのですが、区民活動センターといったら中野区は2カ月前から抽選、第3月曜日が抽選で、来週は3連休なので、火曜日、でとるわけですね。団体登録をして、高齢者の方のほうがちゃんと名簿を出すと、抽選しますけれども、料金は無料なんです。一応団体がいれば、料金はすごく安いです。結構私が利用している桃園区民活動センターは、40代前後の女性の方、子どもさんが結構利用はしておりますね。ですから今おっしゃったように、平日は割と今この時間帯は空いている。空いていけばすぐ使えるんですよ。だけど、みんなが狙うところは抽選でという、日曜とか。今おっしゃったように結構いろんな、いくつかありますから、そういった施設を利用して、そこには運営委員会というのがあって、区役所が委託をしていますよね。運営委員会がやっておりますので、だから区民活動センターによって違いますよ。同じものでもやっていい、悪いがある。コロナ禍においてね。ですから結構子どもなんかの特化してやっているところもありますので、そういった情報を知っていると、結構施設も使えるのではないかとというのはあります。

あと、もう一つ、これは質問なのですが、居場所の中で、ゆっくりしたい場所、図書館だとか。これは、私は中野区に住んでそんなに長くはたっていないのですが、例えば小学校とか中学校に、全部図書館があるわけなんです。夏休み、あるいは土日、エアコンも今ついてます。教室はちょっと分からないのですが、そうしたら開放すればいられるんですよ、そこに。もしかしたら、学校に普段不登校で行っていない子ども体を動かして、本を読んで楽しむ。この辺の開放がもしできれば。その辺は、中野区はどうなっています。ずっと大昔に学校開放という言葉があったじゃないですか。実際今その開放はどうか。図書館がないないと出ていましたけれども、いっぱいあるんですよ。小中、あるいは高校にも。高校なんかも結構やっていますので。

事務局(子ども政策調整係長)

ありがとうございます。相川委員のお話の中でもちょっとあったかなと思うのですが、今年度については夏休み期間の図書館、すごく貴重なスペースになるので、そこを子どもたちに開放しようというような事業をやったり、限られた施設なので、なるべく有効活用しようというような考えで色々取組をしていこうかなというところですね。

相川委員

日曜日、学校の教室は入れないのですけれども、校庭開放という形で、開いていただいでいて、コロナのときはちょっと在校生しか入れないみたいな感じだったので、通常は近所の乳幼児の方も広いスペースあるので、そこでボール遊びをしたりという状況です。ただ、教室ね、もったいなくて、あと中野区、統廃合をして、余っている学校というか、今何も使われていない学校というのがあったりして、なかなかそこを一定期間貸し出すというのも難しいと思うのですけれども、貴重な資源なので、パワーがあればそういうところを活用して子どもが自分でプレーパークじゃないのですけれども、何かつくって、ものを置いておけるような場所として活用したりということができたらいいかななどは思っています。

林委員

質問なのですが、児童館って、日曜日はやっていないんですか。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

日曜日は、今年度から今4館なのですけれども、区内四つの、ふれあいの家二つと、南中野と若宮は、乳幼児親子のために開放しています。

林委員

中高生の居場所がないという話で、中高生が使える時間帯、夜も6時までとか7時まで、要は学校帰りに使える児童館がないというのは問題だなと私は思うのですけれども、日曜日に勉強したい子もいて、その中高生の居場所として児童館が使えないのはちょっとどうなんだろうと、感想として思った。それがどうのこうの言いたいわけではないのですが。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

たしかに、杉並区のゆう杉並や、文京区のビーラボみたいなのが中野にはないので、それを今度産業振興センターの跡施設でつくっていかうと思うのですけれども、あとは先ほどご説明した中野東図書館の7階フロア等はかなり勉強なんかができる場所として中高生の子たちがかなり来ています。

あと、今日今お配りしたやつは夏休み用なのですけれども、様々自習学習スペースができるような形で、いろんな地域開放型図書館の場所を開放していただいたりしながら、場所を増やしていこうかなと。ご指摘のとおり、もっといろんな、時間がちょっと遅いときに中高生の子が寄れるような運営形態ですとか、その辺も考えて今おりますので、頑張っていきたいと思えます。

林委員

今後のことで、提案というか、要望なのですが、子ども・若者支援センターを見学したいなど

思っていたりして、であれば、権利委員会もここでできないのかなと。例えば今度8月、今からは無理かもしれないですが、今度の8月は平日なので、次回。なので、その前、1時間前から見学して、その後とかというのができたらいいなと。私もほかの場所分からないので、いくつか見学はしたいなと。

田谷委員

確認していいですか。居場所は分かったのですけれども、運動するところが私分からないのですが、プレーパーク以外で、体育館とか、校庭開放とかも含めて、今子どもたちが思いきり遊べる場所はどこなんですか。

事務局(子ども政策調整係長)

基本的には公園になりまして、でも公園の中でも多目的運動施設というスポーツをする場所というのが今まで少なかったのが、大規模公園の整備のときに、サッカーできる場所とか、野球できる場所というのを併せて整備しているところです。それに加えて、学校ですね。学校施設を土日に開放して、校庭開放というような事業もやっております。

内田会長

公園はボールが使えなくて、本当に遊べない場所なんですよ。体動かせない場所なんです。実態とかなりギャップがありますね、そこは。

事務局(子ども政策調整係長)

通常の公園はおっしゃるとおりで、結構ルールが厳しくて、なかなか制限が多いです。今、私が言ったのは、結構大規模な、野球場みたいなところが中野区は少なかったのが、大規模公園をつくるときに、多目的運動場として、野球とかサッカーの試合ができるような場所というのは徐々に増えてきているかなとは思っています。

田谷委員

いろいろと規制が多いのは、いい意味でもわるい意味でも、中野区って感じで。短期間とかで、例えば、何曜日のこの時間は卓球が楽しめるよ、とか、この時間はバドミントンを自由にやればいいよとか、体験型の時間というのは、初めてやる子たち向けでいいんですけど、そういうのはないですか。ありますか。

相川委員

私は区の施設を使い倒そうとしているので、いろいろ知っているのですけれども、新しくきれいな体育館ができて、そこで申込みする形で、ちょっとお金は必要なのではけれども、子ども向けのスクールみたいなものはあつたりします。あと、鷺宮プールで子ども向けの教室はや

っていたりといったことはありますが、体育館ではフリーでやっていますね。バドミントンができる時間とか、卓球ができる時間とか。知っている人は行けるけれども、知らないと行けないかな。ただ、知っている子だったらボルダリングができたりとか。結構面白いこともできるようになっています。

あと、今の話で、ここに載っていないなと思ったのは、子ども向け体験事業に入るのかもしれないのですけれども、なかのゼロの子ども科学教室ですとか、あと今年はなかのゼロ、すごく中高生向けの企画を頑張っているなと思って、うちの息子もやらせようかなと思っているところなのですけれども、そこもそういえばここにに入れてもいいのかなと思います。結構有名な声優さんに教えてもらえるみたいな企画をやったりとか、チラシがいっぱい来るんですよ。というのをちょっと今思いました。ただ、運動については、狭くて、さっきの保育園の、園庭のない保育園というのも問題にあって、なので保育園向けにサーキット運動みたいな、そういう室内向けの運動を充実させようというプログラムを区でつくって、園の方にお伝えしたりっていう活動を長年やってきているというのは認識しているところです。

小保方委員

私も今、相川さんと同じ、子ども向け体験事業のところ、感じていたことを一つシェアできたらと思うのですけれども、ちょうど夏休みに向けて、いろんなご案内が学校のほうから届くのですけれども、申込み方法をもう少し簡単にさせていただきたいというのは、ちょっと親の要望になっちゃうかもしれないのですけれども、キリンレモンスポーツセンターとかでやる体験の申込みとか、往復はがきだったりするんですね。そもそも往復はがきを買うところからハードルが高いなと思っていて。買おう買おうと思っているうちに期限が過ぎているというのが毎年の傾向だったりしたので、やっぱりいろんな体験事業を企画してくださっているのはすごくありがたいので、申込みのところをスムーズにできるようになるといいなと思いました。できれば、子どもたちのiPadでそういうお知らせが来て、iPadで子どもたちが申し込むような形ができると、親の承諾を得ているみたいなチェックボックスは必要かもしれないのですけれども、やっぱり親も忙しいので、プリントを見ていなくて、結局子どもの体験の機会を失ってしまう、もしくは、申込みの機会を失ってしまっているというところがあるのかなと思っています。なので、体験事業の内容も充実していただきたいですし、まずは、申込みのところも含めて、今後子どもたちの機会が増やせるにはどうしたらいいかという視点で改善できればいいのかなと思いました。

内田会長

ありがとうございました。今のも貴重なご意見だったと思います。それでいいでしょうかね、いろいろもう言い尽くしましたか。相川委員どうぞ。

相川委員

あと、公園の整備に入るのかなと思うのですけれども、哲学堂公園とか、新しくできた公園では子ども向けの企画をやってくださっていて、それも子ども向け体験事業としてすごく質が高いなと思っています。あと、さっきの往復はがきは歴史民俗資料館でも毎年夏休みに企画をやって下さっているのですけれども、毎年往復はがきです。

内田会長

ありがとうございます。いろいろ意見いただけましたよね。まず、居場所、学び、活動に関する取組として、もっとここに書かなきゃいけないことがいろいろあったと思います。それを入れて表を完成、改めてしたいと思いますし、あと、今日いろいろいただいたご意見、公園の使い方、それから運営のルールだったり、利用の申込みの方法だったり、そういったところ一つ一つも生かしていきたいと思うのですけれども、差し当たり、これからヒアリングをするので、今日ここで出てきたような話を子どもからも聞けるといいかなと思うので、今日いろいろ皆さんから出していただいたものを念頭に置きながら、子どもたちに例えば、公園をどう使っているかとか、使ったときにどんなことがあったかとか、何かそれに対してもっとどうなるといいと思っているとか、そんな話も聞いていただけるとよいのではないかなと思いましたので、ぜひお願いいたします。

あとは、個人的には世代間のところを何とか丁寧に書きたいなと思いましたね。「VS」にはしないで、やっぱり高齢者には高齢者のニーズ、また、それに対して子どものニーズも、お互いやっぱり共有しながらどう使い合っていくのかというところを話し合えるような、何かそういう具体的な提言になったらいいなと思っています。そこは一つ大事に書きたいなと思うところでした。いいですかね。ちょっと時間が押しているのですけれども、最後にもう一つ、議事がありますね。

子どもの権利侵害の防止、相談・救済に関する検討ということで、これも非常に大きいテーマなのですけれども、まず資料の説明をまたお願いいたします。

事務局(子ども政策調整係長)

それでは、資料5「子どもの権利侵害の防止、相談・救済に関する取組について」をご覧ください。まず表面ですが、区が実施している事業については、資料のとおりでございますので、お読み取りいただければと思います。子どもへの相談・救済については、中野区子どもの権利

救済機関の設置や、児童生徒への各種相談支援を行っております。

中野区子どもの権利救済機関につきましては、資料5の裏面をご覧ください。運営体制としては、相談支援や調査・調整、または必要に応じて要請、勧告、是正等を行う子どもの権利救済委員と、救済委員の活動を補佐いたします相談・調査専門員を配置します。相談窓口は、教育センター分室内に、令和4年9月に開設予定となります。開設日時は月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで、相談の方法につきましては、電話やメール、来所、手紙などを予定しております。

児童生徒への相談支援につきましては、参考資料の3も併せてご覧ください。こちらは、東京都と中野区の相談窓口の一覧をまとめたものになりまして、区立の小中学校で児童生徒に配布をされています。

資料5の表面にお戻りください。保護者への支援につきましては、子どもや家庭への総合的な支援を行う子ども・若者支援センターや、主に妊娠期から子育て期までの保健福祉に関する総合支援を行う、すこやか福祉センターなどで相談支援を行っているほか、保護者の育児不安や育児負担の軽減を図るための各種サービスを行っております。こちらにつきましては、参考資料4も併せてご覧ください。

左のページでは、妊娠期から子ども期までの年代に合わせて、区の相談支援やサービスをまとめておりまして、右ページでは、区や外部の相談窓口をまとめております。

また、参考資料5もご覧ください。こちらは、令和4年3月に策定した中野区地域包括ケア総合アクションプランから抜粋した資料になりまして、日常生活圏域ごとの地域資源がまとめられています。すこやか福祉センター圏域ごとに、区内の地域団体や団体の活動内容がまとめられておりますので、こちらも参考にさせていただければと思います。資料の説明については以上となります。

事務局(子ども政策担当課長)

補足させてください。資料5につきまして、表面については、区が今実施している相談関係の事業をまとめておりますけれども、こちらあくまでも参考ということで、今、区としてはこういうことをやっていますよというのが、表面になります。裏面のところの中野区子どもの権利救済機関というのが、これが条例で定めるいわゆるオンブズマンになりまして、9月1日に、実際に教育センター分室の中に、子ども相談室というのをオープンするというので、我々今準備しているところになります。本日は表面のところは参考としてこういう相談があるんだということで受け止めていただいて、子どもが相談や救済を求めるときの、どうすれば相談しやす

いのかですとか、あと、相談のあり方としてどういうものが必要になるのかということを中心にご意見いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

内田会長

ということで、ちょっと時間押していますけれども、最後、子どもの権利救済のところですね。子どもの視点、子どもにとって使いやすい相談救済機関というのはどういうものなのかということ、ぜひその意見聴取のところでも聞いていただきたいのですけれども、皆さん自身が今お感じになっているところでのどのようなことを何かご意見があるかどうかということも伺えればと思います。子どもが安心して、相談・救済を求めることができる体制であったり、手法であったり、何かご意見がある方はいらっしゃいますか。

相川委員

子どもではないのですけれども、聞いた話で、学校で、子どもの発達に心配があって相談しようといったときに、中野区に限らないと思うのですけれども、なかなか予約が取れないという話はよく聞きます。数カ月待たなきゃいけないとか。あと実際、相談に行くとしてもお悩み相談みたいな、話を聞くだけでその後こうするといいですよとアドバイスが、具体的になかなか得られないという話が、中野区ではあるというのを聞きます。発達について専門的な知識のある方が少ないのか、ちょっと状況は、私はよく分かっていないのですが、そういう話をたまに聞きます。

なので、子どもに対しても同じようなことが実は起きているのではないかなと思っていて。いじめ防止で毎年子どもにアンケートをとられているのですけれども、それをやった後にどういう流れになって、本当にこうやって救われるのかというのが、子どもたち多分全く伝わっていないので、そこをこういう事例があったよとか、こういうふうに相談してくれたことで、こういうふうに解決されたんだよという事例を、もちろん個人名とかぼやかした形で広報していくということが大切なんじゃないかな。それは親に対してもそうですけれども。相談してねというのはたくさんあるし、こういうのも配られますし、持ち歩けるカードとかももらえるのですけれども、相談した後、どうなるのかが全然分からないんですよ。結局頑張れってアドバイスされただけだったら、すごい勇気をもって相談したのに、一度そう言われてしまったら、もう二度と相談してくれなくなっちゃうんじゃないかなと思っていて、何とかそこを、権利救済委員もできるので、丁寧に、取りこぼさずできるようにしていける区の体制にしたいなと、そのお手伝いも周りのPTAとか保護者も交えてできたらいいなと思っています。

大橋委員

いろいろ連絡先が書かれていて、いつも思うのですけれども、本当にこれ子ども連絡できるのだろうかという疑問なんですよね。電話して知らない人と話をするわけですよね。非常に不安だと思えますし、中には連絡する方いらっしゃるのでしょうかけれども、一番受け止めやすいのは、学校でいうと、保健室の先生なんかがとても温かい目で子どもたちを見てくださっていて、相談しやすい環境があるのかなと思うのですけれども、併せてその先生方が、子どもの権利に関して、少し知識を持たれたりだとか、振り分けだとか同行みたいなものをしてもらえると子どもとしては相談しやすくその後も経過観察もできますので、非常にいいんじゃないかなと思っているのですけれども、結構デリケートなお話になるので、どこまでそれができる、もしくは、先生の職域みたいなものもあると思うので、難しいんだろうなと思いつつも、それが実現するといいなと思っています。

内田会長

ありがとうございます。本当に子どもが電話で連絡できるのかっていうところは、電話を使わないのではないかといいところありますよね。するとやっぱり、タブレットのようなところを活用して、相談ができないのかと思うのですけれども。

別當委員

これは私の理想なのですけれども、こういう機関に電話をすとか、アクセスするではなくて、逆に巡回してきてもらって、定期的に。今日はこういう人たちが学校に来るんだよ、何時から何時までは相談できるんだよ、行きたい人は行ってみようみたいな、顔の見える、コミュニケーションがとれる機会があったら、すごく知る機会にもなるし、こういう人たちが話を聞いてくれるんだというので、安心していつか飛び込める子どもたちもできるのかなと今思ったんです。よく、街中で占い師がブース構えて聞こうとしているじゃないですか。でも、私は行ったことないのですけれども、ふと、今相談してみようかなという人が、行くじゃないですか。そんな感じで、いつでもおいでのウェルカム態勢の日にちがあったり、ブースがあったり、スクールカウンセラーさんも週に1回とかなので、なかなかそのタイミングで、たまたまその日は楽しい遊びの約束があるからいつもは悩んでいるけれども、行かなかったみたいなことがあるかもしれないので、自分からちょっと足を運んで行けるような窓口が見えたらいいなと思いました。

内田会長

そうですね。実際にそれやっている先行自治体があって、それこそオンブズパーソンの最初のオンブズという制度をつくった兵庫県川西市という自治体で、オンブズパーソンが学校を回るんですよね。それで、もう子どもたちと昼休みにドッチボールして遊んだりしているんですよ。

ね。そうやって相談を受ける調査相談専門委員だったり、あと、その後の調整をするオンブズというのが、各学校を回ってそこで条例の話もしながら、また自分たちが、こういう人たちが常にいていつでも話を聞ける体制になっているんだよということを説明もするし、また、一緒に遊びもするということをやっているんですよね。そうすると、あの人がいるんだと子どもが思うと、その心理的なハードルが下がって、アクセスがしやすくなるということは、そういったアウトリーチですかね。というところはぜひ提言に入れていけるといいんじゃないかなと思います。電話じゃなくてということも含めて、思いました。それからどうでしょう。小保方委員お願いします。

小保方委員

今、お話を伺っていて、子どもたちがやっぱり相談しやすい案内の仕方ってどういうのがいいんだろうなと思いながら、資料3を拝見していたのですけれども、これは、対象は子どもになるんですかね。ルビが振ってあるということは、これ一つ見たときにも、大人でもこれどこに電話したらいいのかちょっと分かりづらいなと思いました。なので、やっぱり、どういう悩みのときにはどこに相談したらいいのかというのが分かりやすく載っているといいなと思って、具体的な例を出したほうが子どもは分かりやすいと思いました。お友達の関係でちょっともやもやしている、そういうときはこことか、苦しい、誰か助けてというときはこういうところとか、そもそも電話は架けるのかということはおっしゃるとおりなのですけれども、やっぱり案内の仕方として、具体的に子どもがイメージつきやすいような形で見せていくというのも大事なかなと思いました。

内田会長

そうですね。とても大事な、皆さんうなずいていらっしゃいます。悩み別にこういう悩みだったらここ、というほうが子どもにとっては分かりやすいんじゃないかですよね。その工夫は大いにする余地があるところかなというのは思うので、これも具体的に意見を挙げたいと思います。

田谷委員

あれでいいんじゃない。イエス、ノー。

内田会長

フローチャートになるやつですよね。そうですね。

相川委員

ちなみに、参考までに、学校でよくこのタイプの連絡先を、学校でよく配布されるのですけれ

ども、こんなA4ではないわけです。これぐらいの小さいカードで配布をしていて、その都度その都度、何枚か来るわけですね。期間を空けて。そうすると、子どもなんかというのは、持って帰ったとしたって、どこにあるか分からないような感じのカードなわけです。なので、せっかく中野区で全員タブレットを配布しているわけですから、子どもに分かりやすいように、モヤモヤしたらここって言って、ポチッと、その画面上に必ずアプリを入れておくと、さっき言ったイエス、ノーというところで、やっていくと、ここにたどり着くという形のシステムがあれば、紙よりは、子どもは必ずそれを見るわけですから、宿題であったり授業で。いつでもそれができるわけですから。入っていますか。

事務局(子ども政策担当課長)

タブレットの中で見られるようになっていかなと思うのですけれども、おっしゃるとおり、確かに情報量が多くてなかなか。

内田会長

これがポンと出てくる感じなんですかね。

事務局(子ども政策担当課長)

どうしても相談窓口というのは専門特化していて、縦割りの相談窓口が並ぶという形になっていまして、それ一つ問題だなということで、条例の審議会の中でもやっぱりそれをもう何でも相談で、何かモヤとしたこととか、困ったことがあればここに電話してもいいみたいな、そういう窓口が必要だということもありまして、今条例に基づく子ども相談室というのはそういう横串を刺して、どんな悩みでも寄り添って相談に乗るといようなものが一つ、できるというのは中野区にとって大きなことかなと思っています。

内田会長

まさにタブレットにそこがあるのであれば、あともうちょっとですね。それをどう子どもに分かりやすい形で、タブレットから伝えるかというもう一工夫あれば、さらに子どもたちに届くなと思いました。

林委員

ちなみにこれ、民間でやっているチャイルドライン、年間20万件、全国ですけれども、かかっていますので、毎日550件くらい平日の4時から9時、フリーダイヤルで受けているということを見ると、チャイルドラインの場合は、問題解決するというよりは、話を聞くよというところがメインなので、また行政がやっている相談ラインとは別なので、一緒にする必要はないと思うのですけれども、でもそれだけ架けてくる子どもがいるのは事実ですので、最近ではLINE

相談とか、SNSを使つてのチャット相談とかも始めていますけれども、その辺、民間とうまく連携を取ったり、またその住み分けじゃないけれども、何かあったときに相談するというよりは、まず吐き出せる、安心して言える、人とか場所があるかないかだと思ふんですよね。その積み重ねの上で、こういうところに電話したり、相談室に行ったりとなると思ふので、いかに相談場所をいっぱいつくってもきっと来てくれないので、いかに何かあったときに、話してもいいんだよ、話すと、弱音を吐くと、弱いやつと思われるとか、いろいろ子どもなりに思っていたり、愚痴言っちゃいけないとか思っていたりするんで、そこが安心して、思ったりしたときに吐き出すというか聞いてくれる人がいるんだよ、寄り添う人がいるんだよという場を、環境をどうつくっていくのかということだとは思ひます。

内田会長

ありがとうございます。その話で1点思つたのは、そういう意味では、居場所がまず子どもの何かちょっとした話を聞く場所になると、またそこから具体的に相談・救済につなげていくこともできていくようになるので、この居場所は居場所、相談・救済は相談・救済という形で今、話をしていましたけれども、ここはもっとつながるといいですよ。さっきの居場所の話の中に、この相談・救済の要素も想定して居場所を考えていく。もっと相談・救済につなげる観点から居場所を整理していくというようなところも、意見に入れるといいなと思ひました。あとどうでしょうか。

相川委員

子どもに分かりにくいというのもあるのですが、大人にも分かりにくくて、自分の手に負えないなと思つたときに大人がヘルプをできる場所というのも分かりやすく、周知していただきたいと思ひます。

内田会長

そこは権利委員会で大事にしたいという視点だと思ひますので、ぜひ大人にとつても分かりやすい発信をしていくというところも、子どもの権利委員会から指摘をするのにとつても重要だと思ひます。ぜひ入れたいと思ひます。ほか、どうですか。では、4のところに十分時間を割けなかったかもしれませんので、また後ほど何か言い忘れたということをお出ししましたら、事務局のほうにまたお寄せいただければと思ひます。以上で、議題としては全てで、あとその他というところで何かお話するところがありますか。大丈夫ですか。

草野委員

皆さんにお配りした資料の中で、子どもの居場所立ち上げゼミというのがあります。いろん

な居場所の話が今出ていましたけれども、今回これをやろうと思ったのは、中野区の子ども食堂とか学習支援の団体さんと情報交換をしている中で、学習支援をツールとした無料塾というのはいくつかあるのですけれども、意外と小学生が行ける場所がないという話になっていて、中高生とかは結構あるのですけれども、そういう小学生が学習をツールとして居場所となる、いる場所が少ないよねということで、今回立ち上げゼミというのを企画しています。ぜひこういうのに興味がある方がいたら、ご紹介してほしいなと思っています。実際そのメンバーで立ち上げたいと思っているので、少人数でやりたいと思っています。去年、外国ルーツの子どもの居場所がないよねということで、このチラシにあるようにつくって、実際に立ち上がったというようになっているので、今回もそのようにいくといいなと思っていますので、応援していただけると嬉しいです。

内田会長

ぜひ皆さん、応援よろしくをお願いします。特にほかはありませんかね。そうしましたら、議事としては全て終了で、参考資料の6は、先ほど見ていただいた中間答申のたたき台は改めて見ていただければと思います。8月下旬提出予定ということです。

次回の話ですね。8月10日水曜日、第4回委員会でこの中間答申、調整していく予定になっています。今度、次が8月10日なので、約1カ月、間が空くんですね。この間、意見聴取を進めていくのですが、この権利委員会として中間答申をまとめる時間が最後の第4回の1回しかないことになるんです。そうするとちょっと議論が足りないんじゃないかなと思うので、できればこの8月10日までの間に、1回、任意で集まれる方だけで結構ですので、オンラインで、何かちょっと答申についてまとめるワーキングを行うことができればどうかなと思ったのですが、どうでしょうか。いいですか。オーケーですか。小保方さんもどうですか。

小保方委員

大丈夫です。オンラインであれば。

内田会長

そうですね。皆さんもいろいろ忙しいと思うので、オンラインで調整がつく方、任意でご参加いただいて1回、中間答申のたたき台をちょっと揉むようなことができればと思います。ではそのように、させていただければと思います。いいでしょうか。

事務局(子ども政策担当課長)

8月のできれば上旬、1週目ぐらいがいいかなと思っていますので、日程のほう調整させていただきますということと、あと、なかなか日程合わないで来られない方もいらっしゃると思

うので、事前に前回みたいに、これまでの検討結果の中で言い忘れたこととか、ぜひ伝えたいことというのは、またメールでお出しただいて、それで持ち寄りながらワークのほうさせていただければと思います。時間帯とかどの辺あたりがよろしいですかね。夕方、夜とか。

内田会長

皆さん、時間帯はどうですか。早いほうがいいのか、遅いほうがいいのか、それぞれどうですか。

相川委員

私は、平日は夜のほうがいいかなと。

隅田委員

遅い時間のほうが。

別當委員

私も遅い時間のほうが。

内田会長

違う意見言ってくださってもいいんですよ。

別當委員

逆に9時とか。

内田会長

朝早くてもいい。

別當委員

夜、子どものことがある程度終われば、パソコンとか使えます。

内田会長

そんな感じで教えていただけるとありがたいです。

大橋委員

家のことが終わってから。

草野委員

皆さんと逆で、平日、日中のほうがありがたいです。

高木委員

昼間はできないので夜がいいと。7時頃。

小保方委員

皆さんと同じで平日でしたら、夜を希望します。

内田会長

あとは我々ですね。何とでもなりますか。

田谷委員

無理という人は耳だけでも。

内田会長

そこもぜひ、意見をちゃんといただきながらやっていきたいと思うので、そこはいろいろ工夫します。

というような形で1回任意でワーキングをやらせていただくということでよろしく願います。最後一つ、質問が出ていた件についてがありますよね。

別當委員から、この権利委員会に例えば、ゲストをお呼びすることは可能かという質問をいただいたんですね。それはどんな、ちょっと補足で説明していただけますか。

別當委員

前々から思っていたのは、子どもの参加もありかなと。子どもは子どもとして見過ぎず、大人の意見を聞きながらどんな意見を言うのかなとか、4、5、6年生とか、中学生、大学生でもいいのですが、子どもを呼んだら楽しそうだなと思ったのと、この間、ご提案したのは、私が関わった無料塾の代表の方が、児童養護施設から子ども食堂からホームレスの方から何からという、いろんな知識を持っていらっしゃるの、その方の生のご意見を聞ける機会をこの中でもちょっと10分とかでもいいのですけれども、来てもらって、ゲストスピーカーみたいな形で来てもらうことは可能なのかなと思いました。

内田会長

それはどうなんですか。今後、検討できることでいいでしょうか。検討させていただくような形でいいんですかね。まずヒアリングでいろいろ私たちからぜひアプローチしていこうという気持ちでいったので、むしろここに来ていただくのが、ここへ来て話してくださいというよりも、もっと私たちが行ったらどうかなというのが最初思ったことだったんですけども、それよりも、委員会でちょっと時間を使ってというようなイメージ、そっちのほうがいいというような感じのご意見ですか。

別當委員

こんな充実した議論が繰り広げられているのですけれども、なかなかアウトプットの部分で時間がかかったりするので、リアルに子どもと話すときもあっていいのかなと思ったんですね。

内田会長

なるほど。大人だけでなく、子どもの参加というところを考えていけるかどうかというのを、ぜひ検討させてください。面白いですね。多分そうになると、子どもに合わせて皆さんお話しいただくことになりますので、とっともやわらかい委員会になると思います。ありがとうございました。

最後、事務局からお願いいたします。

事務局(子ども政策調整係長)

最後に、次回の日程についてご案内いたします。次回は8月10日水曜日午後7時からです。場所につきましては、先ほどご提案がありましたことと、今後コロナの感染状況なんかも踏まえる必要があると思いますので、こちらにつきましては、また後ほどご連絡をさせていただきたいと思います。8月10日につきましては、夜間の開催となりますので、ご注意ください。以上となります。

内田会長

それでは、皆様、これから子どもへの意見聴取が忙しくなるとは思いますけれども、よろしくお願いたします。長時間にわたりどうもありがとうございました。これで、第3回権利委員会を終了いたします。ありがとうございました。

午後12時34分 閉会